

鳥取市議会について

◇**議員の定数** 市議会議員の定数は、地方自治法により、市の条例で定数を定めることとなっています。鳥取市議会では、議員定数等に関する調査特別委員会を平成23年6月に設置し、調査・研究を進めてきました。その結果、平成25年3月19日に鳥取市議会の議員定数を定める条例を改正し、平成26年11月の鳥取市議会議員選挙から「36人」を「32人」としました。

◇**定例会と臨時会** 市議会には、定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。本市議会の定例会は、条例で年4回と定められており、2月、6月、9月、12月に招集され、市政の方針や予算など、市民生活に重要な事項を審議します。これに対して、臨時会は、定例会以外に、緊急に補正予算を組むなど、必要がある場合に招集されます。招集は、市長が行います。議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合、市長は臨時会を招集しなければなりません。

◇**本会議** 本会議は、議員全員で構成される会議で、市議会の最終的な意思を決定します。本会議を開くためには、議員定数の1／2以上の議員の出席が必要となります。市議会の意思は、原則出席議員の過半数で決定します。賛成と反対が同数のときは議長が決定します。なお、必要に応じて市長や部長など関係者の出席を求めていきます。

◇**委員会** 市の仕事の範囲は非常に幅広く内容も複雑なため、本会議のみでは市政全般を十分に審議することが困難な場合があります。そこで、議案などを詳細かつ専門的に審査し、また、市政について調査を行うため少数の議員で構成する委員会を設けています。委員会には、**常任委員会 議会運営委員会 特別委員会**があります。

◇**常任委員会** 常設の委員会でそれぞれ担当部門の議案や請願・陳情の審査、調査を行います。議員は少なくとも1つの常任委員会に所属します。鳥取市議会には、4つの常任委員会が設置されており、委員の定数はそれぞれ8人で、名称、所管事項は次のとおりです。

◆**総務企画委員会** · · 総務部、企画推進部、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

◆**福祉保健委員会** · · 福祉保健部及び病院事業の所管に属する事項

◆**文教経済委員会** · · 経済観光部、農林水産部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項

◆**建設水道委員会** · · 都市整備部、環境下水道部及び水道事業所管に属する事項

◇議会運営委員会 議会の運営を円滑に行うため、議会の運営方法を協議します。議会運営委員会は、所属議員 4 名以上の会派から選出される議員で構成されます。

◇特別委員会 市政のうち特に重要な事項を審査、調査するため、必要に応じて設置されます。現在、設置されている特別委員会は、**新庁舎建設に関する調査特別委員会**です。また、当初予算や決算審査をするときにも**予算審査特別委員会 決算審査特別委員会**が設置されます。

◇その他 地方自治法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として、**全員協議会 議会広報委員会 議会改革検討委員会**を設置しています。

◎議案が成立するまで

条例、予算、契約などの議案の決定は、次のような順序で行われます。通常、議案は本会議に提出され、そのあと委員会で専門的に話し合われます。委員会の審査が終わると、委員長はその結果を議長に報告し、本会議で最終的な議決を行います。

※市長提出の場合

